

霧島市福祉給食センター設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市福祉給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する。

平成29年2月14日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市福祉給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市福祉給食センター設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第145号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中霧島市牧園福祉給食センターの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

霧島市牧園福祉給食センターは、施設の老朽化等により、現在は単人老人給食センターに業務が集約され、使用していないことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。